

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により盛岡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成19年4月13日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マーケットプレイス中ノ橋通店 盛岡市中ノ橋通二丁目33番1ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社ランデック都市開発
- 3 盛岡市から聴取した意見の概要

駐車需要の充足等交通に係る事項

来店車両の誘導について、車両が出入口1から駐車場へ進入した直後にUターンするようになっているが、走行軌跡を検討した結果、Uターンは困難と考えられるので、駐車場内の誘導ルートの変更又は誘導員の配置等による適切な誘導を行うこと。

また、建物2階の駐車場出入口において、柱が支障となり、出庫の際に対向車線にはみ出して出庫することとなるが、対向する入庫車両の確認が十分行えない可能性があるため、出入口付近の駐車マスの縮小や配置変更等により車路を変更するなどの安全対策に努めること。

備考 本公告に係る盛岡市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。